

教員免許状〔専修〕（修士課程のみ）

「問い合わせ先」学校教育センター TEL 0798-31-0243

大学院修士課程修了時に、修士課程において、免許状取得に必要な科目・単位数（24単位以上）を修得していれば、次の専修免許状が取得できます。

ただし、専修免許状を取得できる者は、当該免許教科に係る各校種の一種免許状（栄養教諭は併せて管理栄養士免許）を有する者に限ります。

研究科・専攻		専修免許状の校種(教科)
文 学	日本語日本文学	中学校(国語)・高等学校(国語)
	英語英米文学	中学校(英語)・高等学校(英語)
	教 育 学	幼稚園・小学校
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学	中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)
生 活 環 境 学	食 物 栄 養 学 (食物栄養科学コース 健康栄養科学コース)	中学校(家庭)・高等学校(家庭)・栄養教諭
	生 活 環 境 学	中学校(家庭)・高等学校(家庭)
薬 学	薬 科 学	中学校(理科)・高等学校(理科)
臨 床 教 育 学	臨 床 教 育 学	幼稚園・小学校・中学校(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、宗教)・高等学校(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、宗教)・養護

注. 一種免許状を有していない者は、「学部聴講生」として一種免許状取得の道があります（女性のみ）が、一部の校種・免許教科で学部聴講ができない場合もあります。

長期履修学生制度（概要）

※p.61「長期履修学生規程」もあわせてご覧ください。

武庫川女子大学大学院では、職業等に從事しながら大学院で学ぶことを希望する社会人の方々の学習機会を一層拡大する観点から、「長期履修学生制度」を導入しました（建築学専攻を除く）。

この制度は、職業を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間で履修可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限され、通常の修業年限（修士課程は2年間、博士後期課程は3年間、薬学研究科薬学専攻博士課程は4年間）で修了することが困難な方のための制度です。授業料の年間納入額が軽減されます。

時間的制約の多い社会人の方々が、各々、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて学び、仕事に從事しながら学位を取得することが可能になります。

この制度は、本人の申請に基づいて審査し、標準履修年限を超えて長期履修をあらかじめ認め、計画的に課程を修了することにより、学位の取得を可能にしたものです。

1. 制度の趣旨

この制度は、職業を有する等の事情により、年間に履修できる単位数や研究・学習活動に充てられる時間が限られているため、標準修業年限（修士課程は2年、博士後期課程は3年、薬学研究科薬学専攻博士課程は4年）では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位の取得を可能とする制度です。

2. 申請資格

長期履修学生として申請することができる者は、入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- ①職業を有し、就業している者〔自営業および臨時雇用（単発的なものを除く）を含む〕で、著しく学習時間の制約を受ける者
- ②家事、育児、長期介護等により、著しく学習時間の制約を受ける者
- ③その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めたる者

3. 在学期間

長期履修学生の在学期間は、修士課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内、薬学研究科薬学専攻博士課程にあつては8年以内となります。なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

4. 長期履修学生制度に係る授業料

- ・標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付。ただし、在学中に授業料の改定がある場合および長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料を再計算することになります。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがあります。
- ・長期履修学生については、授業料の延納の制度は適用されません。
- ・除籍対象となる場合を除き、長期履修期間を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料の額は、長期履修学生以外の学生が納付する授業料の額と同額になります。

(計算式)

授業料等年額(総額) = (通常の授業料年額 × 標準修業年限 ÷ 長期履修許可期間) + 教育充実費 + 実験実習費

【注意】 入学後に長期履修学生制度の適用を申し出た学生の授業料等年額は、上記の金額以上を支払うこととなります。

5. 長期在学期間の変更

長期履修期間中に状況の変化などが生じた場合、学長の許可が得られれば、長期履修期間を1年単位で課程在学中1回に限り、延長または短縮することができます。ただし、修了予定年度での申し出はできません。

長期履修学生以外の学生の標準修業年限より短縮することはできません。なお、長期在学期間を短縮することによって生じた授業料の差額は、短縮が決定した年度内に納入していただくこととなります。

6. 申請にあたっての注意事項

- ①『入学願書』中の「希望する・希望しない」はあくまで出願時点での予備調査であり、これにより長期履修学生制度の申請および審査をするものではありません。また、入学者選抜試験の可否にも一切影響しません。
- ②正式な申請書類は、各入試の合格者に対し、それぞれの合格発表時にお届けします。

※制度の趣旨・内容をよく検討し、申請してください。

【問い合わせ先】

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6番46号

武庫川女子大学入試センター TEL 0798-45-3500 / FAX 0798-45-3563

E-mail nyuss@mukogawa-u.ac.jp

(FAX、E-mailでお問い合わせされる場合には、題名(件名)に「長期履修学生制度」と必ず明記の上、送信してください。)

長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、武庫川女子大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第5条第5項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本条第2項に定める研究科の専攻が行う入学試験に合格した者(以下「入学予定者」という。)及び本条第2項に定める研究科の専攻に所属する学生(以下「在学生」という。)で次の各号の一に該当し、本大学院学則第5条第1項又は第3項に定める標準修業年限内での修学が困難なものとする。ただし、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者(いわゆる修了延期者)及び入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者(自営業、臨時雇用(単発的なものを除く。))を含む。)で、著しく学習時間の制約を受けるもの
 - (2) 家事、育児、長期介護等により、著しく学習時間の制約を受ける者
 - (3) その他やむをえない事情を有すると学長が認めた者
- 2 長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科・専攻は、次の各号に定める研究科・専攻の修士課程、博士後期課程及び博士課程とする。
- (1) 文学研究科の全専攻
 - (2) 臨床教育学研究科臨床教育学専攻
 - (3) 健康・スポーツ科学研究科健康・スポーツ科学専攻
 - (4) 生活環境学研究科生活環境学専攻及び食物栄養学専攻
 - (5) 薬学研究科の全専攻
 - (6) 看護学研究科看護学専攻

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長期履修学生として認められた入学予定者の長期履修期間は、修士課程にあっては4年以内、博士後期課程にあっては6年以内、薬学研究科薬学専攻博士課程にあっては8年以内とする。
- (2) 長期履修学生として認められた在学生の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

2 在学年限は、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年、薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年を超えることはできない。

(申請手続)

第4条 長期履修学生となることを希望する入学予定者は、所定の期日までに、在在学生においては、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、長期履修学生申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類
- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類
- (3) その他当該研究科長が必要と認める書類

(許可)

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書(様式第2号)により通知する。

(授業料等)

第6条 長期履修学生の授業料は、本大学院学則第41条に定める授業料の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。ただし、在学中に授業料の改定がある場合及び第9条に基づき長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料を再計算する。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(履修計画)

第7条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

(履修登録単位数の制限)

第8条 長期履修学生が履修登録できる1学年当たりの単位数は、修士課程にあっては15単位、博士後期課程にあっては10単位を限度とする。ただし、看護学研究科看護学専攻修士課程の看護学研究保健師コースについては、30単位を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある場合については、この限りでない。

(長期履修期間の変更)

第9条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする適用年度開始の1ヶ月前までに、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、修了予定年度での延長の申出はできず、また、標準修業年限より短縮することはできない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、1年単位で、課程在学中1回限りとする。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第10条 長期履修学生が本大学院学則、若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、長期履修の許可を取り消すことができる。学生の本分に反する行為のあった時も同様とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

科目等履修生制度

研究科・専攻		受講可能科目	問い合わせ先
文学	日本語日本文学	演習を除く講義科目	文学部事務室 TEL.0798-45-3539 (お問い合わせは2018年1月末まで)
	英語英米文学	演習を除く講義科目	
	教育学	演習を除く講義科目	
	臨床心理学	必修科目・実習を除く講義科目	
臨床教育学	臨床教育学	必修科目・演習を除く講義科目(一部不可有)	教育研究所事務室 TEL.0798-45-3534 (お問い合わせは2018年1月末まで) ※大学卒業資格を有しない方は、2017年12月1日(金)までにお問い合わせください。
健康スポーツ科	健康・スポーツ科学	必修科目・演習を除く講義科目(一部不可有)	健康・スポーツ科学部事務室 TEL.0798-45-9793 (お問い合わせは2018年2月末まで)
生活環境学	食物栄養学*	特別実験または実習を除く授業科目	生活環境学部事務室 TEL.0798-45-3541 (お問い合わせは2018年2月末まで)
	生活環境学	特別研究を除く授業科目	
	建築学	理論科目	
薬学	薬科学	実験・演習を除く講義科目	薬学部事務室 TEL.0798-45-9931 (お問い合わせは2018年2月末まで)
看護	看護学	修士課程 「看護研究方法論」「看護倫理」「生涯発達看護学総論」「広域実践看護学総論」	看護学部事務室 TEL.0798-39-9005 (お問い合わせは2018年1月末まで)
		博士後期課程 「看護エビデンス特論」「看護理論探求特論」	

※ 食物栄養科学コース、健康栄養科学コースのみ募集します。

詳細は、武庫川女子大学ホームページ (<http://www.mukogawa-u.ac.jp/>) から「生涯学習」→「本学で学ぶ」をご参照ください。
「学力に関する証明書」(専修免許用)の発行について

科目等履修で修得した専修免許状に必要な単位等は、「学力に関する証明書」によって証明されます。発行の対象は、当該校種の一種免許状取得者で、授業科目のうち専修免許状に必要な単位を修得した場合に限ります。

各研究科・専攻の当該免許の校種・教科は、p.60「教員免許状(専修)」で確認してください。

研究生制度

修士課程修了後も希望により、教員の指導のもとで研究生として研究を続けることができる制度があります。
[問い合わせ先] 上記「科目等履修生制度問い合わせ先」の各事務室

過去の入試問題

過去1年分の入試問題を配布しています。ただし、博士後期課程の問題は配布しません。
配布場所：入試センター(中央キャンパス 公江記念講堂地下 食堂「アゼリア」横)
配布時間：平日9:30~17:00/土曜日9:30~13:00
※大学・短期大学部の入試実施日は構内立入禁止ですので、ご注意ください。
詳細は入試センター(TEL.0798-45-3500)までお問い合わせください。

専攻別Q&A

受験生の方からのよくあるご質問をQ&Aにまとめています。
詳細は、武庫川女子大学ホームページ (<http://www.mukogawa-u.ac.jp/>) から、「入試情報」→『大学院入試ガイド』をご参照ください。

その他

身体に障がいがある場合は、出願に先立ち、それぞれ試験日の2ヶ月前までに入試センター(TEL.0798-45-3500)へお問い合わせください。